

市第34号議案

市民文化会館の指定管理者の指定

次のように市民文化会館の指定管理者を指定する。

令和 3 年 9 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市民文化 会館関内ホール	西区西平沼町6 番1号	かんないアート&メディアパ ートナーズ 代表者 株式会社 t v k コミュニケー ションズ 代表取締役 熊谷 典和 社 長	令和4年4月1日か ら令和9年3月31日 まで
横浜市吉野町市 民プラザ及び横 浜市岩間市民プ ラザ	同	吉野町・岩間アート&メディ アパートナーズ 代表者 株式会社 t v k コミュニケー ションズ 代表取締役 熊谷 典和 社 長	同

提 案 理 由

横浜市市民文化会館関内ホール等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

かんないアート & メディアパートナーズの構成員

- 1 西区西平沼町 6 番 1 号

株式会社 t v k コミュニケーションズ

代表取締役社長 熊谷典和

- 2 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社テレビ神奈川

代表取締役社長 熊谷典和

- 3 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社神奈川新聞社

代表取締役社長 並木裕之

- 4 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木真

- 5 中区山下町 2 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 近藤誠一

吉野町・岩間アート & メディアパートナーズの構成員

- 1 西区西平沼町 6 番 1 号

株式会社 t v k コミュニケーションズ

代表取締役社長 熊谷典和

- 2 中区山下町 2 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 近藤誠一

3 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木 真

4 神奈川区栄町 5 番地の 1

株式会社横浜メディアアド

代表取締役社長 三浦 彰久

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）

